

生物多様性保全に資する森林管理のあり方に関する検討会運営要領（案）

第1 趣旨

2022年12月の生物多様性条約COP15で採択された「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」において30by30の目標が掲げられ、保護地域以外の森林等でも健全な生態系として効果的に保全していくことが求められている。また、自然関連リスクに関する情報開示（TNFD）の動き等により、民間企業等の生物多様性保全への関心が高まっている。国土の約7割を占める森林は、このような生物多様性保全のニーズがとりわけ高い反面、その管理経営を通じた生物多様性への影響の評価手法や、生物多様性を高めるための森林の管理手法については必ずしも定まったものがない状況である。

このため、森林における生物多様性の保全に資する森林管理の実践例について既存の知見を整理するとともに、ネイチャーポジティブの実現に向けた森林管理のあり方について検討し、取りまとめを行うことを目的とし、有識者からなる生物多様性保全に資する森林管理のあり方に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

第2 委員

学識経験者等から選定し委嘱する。

第3 運営

1. 委員長

検討会の委員長は、事務局の推薦及び委員の確認により定める。委員長は、検討会の議事を運営する。

2. 検討会の取扱い

検討会の配布資料及び議事概要については、原則として林野庁ホームページ上に掲載を行う。

3. 事務局

検討会の事務局は原則、林野庁に置き、検討会の庶務は森林整備部森林利用課において行う。

4. 雑則

前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、事務局が委員長に諮って決める。